

第十八号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
 江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、就職準備支援及び職場定着支援」を「及び就職準備支援」に改め、同条第六号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条第十五項に規定する就労定着支援に関すること。

第四条第一項中「前条第一号」の次に「及び第二号」を加え、「知的障害者」を「者」に改め、同条第二項中「前条第二号及び第三号」を「前条第三号及び第四号」に改める。

第六条中「第三条第一号」の次に「及び第二号」を加える。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十二条中「備付器具等」を「備付器具」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正により、江戸川区立障害者就労支援センターで行う事業に就労定着支援を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。